

## 提出された意見とこれに対する県の考え方

- 1 意見の募集期間 令和2年3月16日(月)から令和2年4月15日(水)まで
- 2 意見の件数 2人14件
- 3 意見の内容と県の考え方

### 【計画の記載に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「住宅確保要配慮者の範囲」として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅セーフティネット法第2条第1項第1号～第5号までに定める者</li> <li>・同法施行規則第3条第1号～第10号までに定める者</li> <li>・同条第11号に基づいて定める者</li> </ul> <p>の記載がありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各対象者の県行政把握世帯数(行政で把握出来ないものもあると思います)</li> <li>・上記世帯の居住状況</li> </ul> <p>の表記がなければ、当計画(案)の是非は判断出来ないと感じます。</p> <p>上記表記を追加しての意見再募集をすべきと考えます。</p>	<p>本計画では、やまぐち維新プランの重点施策の対象世帯である新婚世帯、UJI ターンによる転入者や、海外からの引揚者といった県営住宅の優先枠対象世帯等を、住宅セーフティネット法施行規則第11号に基づいて定める者として追加しました。</p> <p>なお、意見の再募集は行いません。</p>
2	<p>『(2) 居住支援について</p> <p>① 山口県居住支援協議会の設立について</p> <p>住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るために、平成27年に、県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等で構成される「山口県居住支援協議会」を設立しました。』</p> <p>との記述があります。</p> <p>新規計画(案)ならば、当該協議会設立から現在までの活動状況も明示すべき、と考えます。</p> <p>上記表記を追加しての意見再募集をすべきと考えます。</p>	<p>6(2)②に、これまでの活動状況を示しており、今後も同様の活動を継続していきます。</p> <p>なお、意見の再募集は行いません。</p>
3	<p>『県や不動産関係業者、居住支援団体等が連携を図りながら、ホームページ等を通じて住宅確保要配慮者へ登録住宅等の情報提供を行います。』との記述ありましたので、「山口県居住支援協議会」でWEB 検索実施、ホームページ確認しましたが、直近更新が3月、その前の更新が昨年9月となっておりました。適切な情報提供がなされていないと感</p>	<p>貴重なご意見を頂きありがとうございます。今後、ホームページの充実をはじめ、パンフレットの配布等、適切な情報提供がなされるよう、努めてまいります。</p> <p>なお、意見の再募集は行いません。</p>

	<p>じます。このような実態を無視しての「ホームページ等を通じて住宅確保要配慮者へ登録住宅等の情報提供を行います」と言う当計画(案)は不備不足著しいと感じます。</p> <p>「情報提供」の具体的内容を明示願います。</p> <p>上記表記を追加しての意見再募集をすべきと考えます。</p>	
4	<p>『④ 市町居住支援協議会について 住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うには、より地域に根差した活動が求められることから、各市町において居住支援協議会を設立できるよう支援を実施します。』との記述がありますが、当計画(案)には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の市町の協議会設立状況</li> <li>・支援の具体的内容</li> </ul> <p>の明示が必要と考えます。</p> <p>上記表記を追加しての意見再募集をすべきと考えます。</p>	<p>市町の居住支援協議会は、まだ設立されていないため、このような記述としています。また、支援の具体的な内容は、本計画 p5 に記載しました。</p> <p>なお、意見の再募集は行いません。</p>

#### 【表記の方法に関するもの】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	<p>年代表記が元号のみ、西暦のみ、双方併記が混在している様に見受けられます。</p> <p>分かりやすくするため西暦への統一または全て双方併記を宜しく御願致します。</p>	<p>年代表記について、元号・西暦を併記するよう努めました。</p>
6	<p>記載語句に行政用語＝県民一般は意味がなかなか分からないであろう語句が散見されます。</p> <p>他のパブリック・コメント/県民意見募集の資料の様に、ページ下あるいは別資料としての語句説明を作成願います。</p>	<p>記載語句について、用語解説を掲載しました。</p>
7	<p>「住宅確保要配慮者の居住の状況」のグラフがありますが、世帯種類の居住比率は分かるものの、居住状況実数の比較が困難であり、意見表明が困難となっております。</p> <p>世帯別居住状況実数の棒グラフ表示(縦軸は15,000程度にしたもの)が必要と考えます。</p> <p>上記表記を追加しての意見再募集をすべきと考えます。</p>	<p>当該グラフは、世帯種別ごとの居住比率を示したものですが、実数については括弧内に表記しています。</p> <p>なお、意見の再募集は行いません。</p>

【その他(パブリックコメントの実施方法)】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	<p>当案件、6 頁ほどの内容ではありますが、本来は文中にあります</p> <p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。)」</p> <p>「山口県住生活基本計画」</p> <p>「山口県高齢者居住安定確保計画」</p> <p>「住宅セーフティネット法」</p> <p>等々も確認の上意見提示をすべきと考えます。</p> <p>その様な案件を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は不適切考えます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。(「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等の策定過程において決定しており、期間延長や意見の再募集等の予定はありません。</p>
9	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	
10	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(3月25日:宇部日報、3月26日:山口新聞及び中国新聞)により広報に努めました。</p> <p>また、県広報誌は、年4回の発</p>

	<p>圏内で御願ひ致します)。</p> <p>(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。新聞の「山口県からのお知らせ(山口県公報)」の広告/公報(下4段程度広告/公報)にも、パブリックコメント/県民意見募集実施に関する記事は、具体的案件についても、一般的な内容についても無かったと記憶しております。)</p>	<p>行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
11	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願ひします。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われまふ。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えまふ。)</p>	
12	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願ひします。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願ひします。)</p>	
13	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が 2-3 か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じまふ。県広報紙発行頻度の見直しを実施願ひまふ。</p>	
14	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えまふ。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(案作成時に実施済とは思いまふすが一応。)</p>	<p>パブリック・コメントに加え、各市町、都市再生機構、住宅金融支援機構、不動産関係団体、居住支援団体等へ意見を伺っています。</p>